

役員利益相反防止のための自己申告等に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人地球と未来の環境基金（以下「当法人」という。）の倫理規程第8条第3項に規定する役員「利益相反に該当する事項」についての自己申告に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 本規程は、当法人の役員に対して適用する。

(自己申告)

第3条 当法人の役員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たに当法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に理事長に書面で申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、当法人と役員との利益が相反する可能性がある場合（当法人と業務上の関係にある他の団体等に役員が関係する（兼職等を除く。）ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）に関しても前項と同様とする。

3 役員は、原則として、別紙に掲げる利益相反に相当する行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に理事長に書面で申告するものとする。

4 理事長が前各項及び次条の規定に基づく申告を行う場合には、これを会長に対して行うものとする。

(定期申告)

第4条 役員は、毎年3月に当該役員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について理事長に書面で申告するものとする。（理事長は会長に対して行う）

(申告後の対応)

第5条 前2条の規定に基づく申告を受けた理事長（但し、申告を行った者が理事長の場合は会長）は、申告内容の確認を徹底した上、他の理事と協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、この法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置（以下「適正化等措置」という。）を求めるものとする。

(申告内容及び申告書面の管理)

第6条 第3条又は第4条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、事務局にて管理するものとする。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則 本規程は、2020年8月13日から施行する。

2 2020年11月4日理事会により改訂。

(別紙)

1. 助成事業を行う場合の助成先団体、事業を行う場合の協働団体、外部委託先又は仕入れ先、寄付を行う場合の寄付先（以下「重要な利害関係先」という。）の役員又は重要な使用人に就任すること。ただし、やむを得ない事業があると認められるときは、この限りでない。
2. 重要な利害関係先又はその役員若しくはその重要な使用人から金銭、物品の贈与（祝儀、香典等で社会通念上過剰なものでないものは除く）、金銭の貸付（業として行われる金銭の貸付で、通常の利率以上によるものは除く）を受けること。
3. 重要な利害関係先又はその役員若しくはその重要な使用人から接待供給を受けること。
4. その他重要な利害関係先又はその役員若しくはその重要な使用人から便益の提供、便宜供与を受けること。

以上